

税務キャッチ・アップ

相続税関係

未成年者が相続人に含まれている場合の留意点

1 はじめに

親権者である父又は母が、その子との間でお互いに利益が相反する行為（これを「利益相反行為」という。）をするには、子のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければならない。利益相反行為とは、例えば、父が死亡した場合に、共同相続人である母と未成年の子が行う遺産分割協議など、未成年者とその法定代理人の間で利害関係が衝突する行為のことである。

相続税の申告において、40代の被相続人から配偶者（妻）、未成年の子（10歳）に遺産を相続する際の特別代理人の選任に関する事例を検討する。

2 経緯

被相続人は、自宅マンションを所有（住宅ローンは団信で相殺）しており、他に生命保険、死亡退職金と預金で合計約1億円（うち配偶者が受取人のみなし相続財産が約5000万円）の遺産額であった。

「特定居住用宅地の小規模宅地等の特例」と、「配偶者の税額の軽減制度」を適用することで話を進めていたが、この二つの特例を適用するためには、相続税の申告期限までに相続人において遺産の分割が終了していることが要件となる。遺言書は存在しなかったため申告期限までに遺産分割協議書を作成する必要があるが、相続人が配偶者と未成年者の子の場合には、遺産分割協議において親子間に利益

相反が発生してしまうため、遺産分割協議書に署名押印する者は、子本人ではなく特別代理人となる。

3 手続き

特別代理人の選任を申立てるには、子一人につき印紙代800円を支払い、連絡用の郵便切手、記入した申立書と必要書類を家庭裁判所に提出する。

一般的な必要書類は、

- ・未成年者の戸籍謄本
- ・親権者の戸籍謄本
- ・特別代理人候補者の住民票又は戸籍附票
- ・利益相反に関する資料（遺産分割協議書案等）

である。

4 対応

特別代理人を選任し、全遺産額を配偶者が取得する遺産分割協議書を作成することができれば、配偶者の税額の軽減制度を適用して、相続税額はゼロで済むところであった。しかしながら「家庭裁判所に特別代理人の申立書を提出する際に添付する遺産分割協議書上、すべての遺産を配偶者が取得するという内容では、子の取得する遺産額が法定相続分（1/2）に満たないとして申立てが認められない可能性が高い」との指摘を、手続きを依頼していた司法書士より受けた。

不動産と預金を1/2ずつ共有した場合、子に相続税額が発生する。

その後司法書士を含めて検討した結果、マンションを配偶者

が取得し、預金は子が全額取得すること（未成年者の税額控除額の適用により子の納税額はゼロとなった）として遺産分割協議書を作成することとした。

この分割案でも、子の遺産額は法定相続分に満たないが、「生活費が必要となった際には不動産を売却するつもりであり、速やかに対処できるよう名義は単独としておきたいこと」、「配偶者が取得した生命保険金等は養育費として定期預金とすること」などを上申書に記載して提出した。

後日、家庭裁判所から配偶者及び特別代理人候補に対して「未成年者の利益が保護されていると考えられる理由」について約一週間以内に回答する旨の書類が届いたが、上記理由を再度丁寧に記載して回答したところ申立ては受理された。

5 おわりに

相続人から相続税申告の依頼を受けたのは、申告期限の3か月前であった。今回は、上申書を添付し事前に対応を協議していたため家庭裁判所に申立書を提出して1か月程度で選任が認められたが、家庭裁判所の判断によっては、特別代理人の変更、遺産分割協議書の差し替え等が必要になる可能性もある。

未成年者が相続人に含まれる場合には、法定代理人の選任に想定外の時間がかかることを留意すべきである。

（右山研究グループ
税理士 宮家 一浩）